

議案第 13 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の
臨時特例に関する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成21年6月10日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

特例として、市長及び副市長の給料の減額を行おうとするものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する
条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）第3条及び附則第4項の規定にかかわらず、市長の給料月額にあっては同条例第3条第1号に規定する額からその $\frac{20}{100}$ に相当する額を、副市長の給料月額にあっては同条第2号に規定する額からその $\frac{17}{100}$ に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（期末手当の算出の基礎となるものに限る。）、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して1月を経過した日に、その効力を失う。